

自賠責保険・共済紛争処理機構の設立について

平成13年11月

1. 設立の背景

平成14年4月1日施行の改正自動車損害賠償保障法において、政府再保険廃止後の被害者保護の機能を担うものとして、自動車損害賠償責任保険の保険金等の支払いに係る紛争の公正かつ適確な解決のため、自動車損害賠償保障法に基づき国から指定を受ける紛争処理機関の設立に関する規定が新たに制定された。

これを受け、指定法人の受け皿となる財団法人を民間で設立することとなり、現在、設立準備が進められている。

2. スケジュール

10月30日	設立発起人会開催
12月	財団法人設立
平成14年4月	自動車損害賠償保障法に基づく指定法人化

3. 業務内容

自賠責保険金の支払に関し、被害者、被保険者、保険会社又は共済組合の請求に基づき、調停を実施する。

具体的には、自賠責保険金の支払を巡って当事者間で紛争が生じた場合に、法律の専門家や医師、機械工学の専門家等の自動車事故に係る専門家である中立公正な紛争処理委員が審査を行い、当事者に調停案を提示することにより、紛争の解決を図るものである。

4. 資金計画

(1) 予算規模

平成13年度予算：総額 222,030 千円

平成14年度予算：総額 284,120 千円

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度
事業費	74,370	241,840
管理費	14,640	36,600
設立準備費	1,500	-
事務所保証金等	75,000	-
基本財産	55,020	-
予備費	1,500	5,680
支出合計	222,030	284,120

(2) 資金の拠出方法

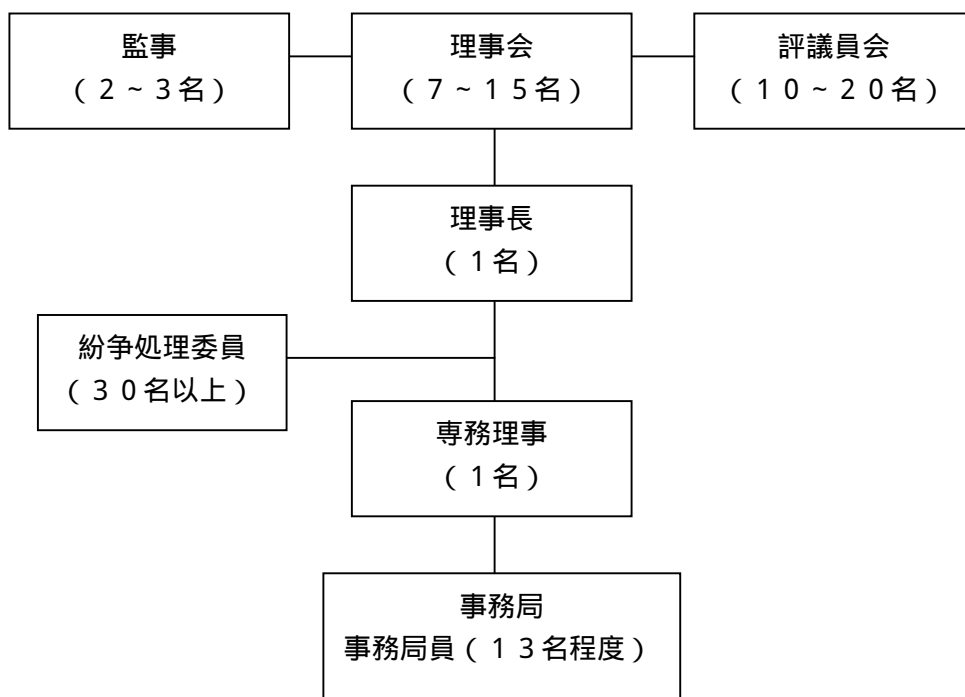
平成13年度

- ・自賠責事業を営む損害保険会社(211,699千円)及び共済組合(10,331千円)などが拠出する。
- ・損害保険会社負担分については、自賠責運用益積立金から取り崩す。

平成14年度以降

- ・運営資金については、政府からの補助支出(概算要求中)及び自賠責社費に織り込む方向で検討中である。

5. 組織体制



6. 設立発起人

氏名(敬称略)	所属・役職等
倉澤 康一郎	武蔵工業大学教授 / 自動車損害賠償責任保険審議会会長
落合 誠一	東京大学教授
鈴木 俊光	明治大学名誉教授
高瀬 佳久	(社)日本医師会常任理事
中村 紀夫	東京慈恵会医科大学名誉教授
西崎 哲郎	信金中央金庫監事 / 国土交通大臣懇談会座長
平賀 睦夫	(財)日弁連交通事故相談センター専任副会長
植村 裕之	(社)日本損害保険協会会長

設立発起人代表者

7. 役員等の人選

設立発起人のうち植村日本損害保険協会会長を除く7名は、理事に就任する予定である。理事長には、設立発起人代表者の倉澤康一郎氏が就任する予定である。

監事は、公認会計士2名が就任する予定である。

評議員は、法学者、弁護士、医師、マスコミ、被害者代表、機械工学の専門家、自動車関連団体等幅広い分野の方々が就任する予定である。

8. 事務局体制等

事務所は、東京・大阪の2拠点とする。

事務局員は、13名程度を予定している。

以上